

田中光顕関係文書紹介(12)

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio / NAGAI, Junichi / 長井, 純市

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

63

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

16

(発行年 / Year)

2011-10-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007609>

田中光顕関係文書紹介（十二）

安岡昭男
長井純市

はじめに

本号で紹介するのは、前号に引き続き田中光顕宛山県有朋書翰（巻五十九）巻六十四、全三一通、未完）である。今回は、田中の宮内大臣在任期間（明治三一年二月）同四二年六月）中の書翰が多い。

今回も山県系（あるいは山県閥）の人脈に連なると思われる人物への叙爵や人事に関する書翰内容が目につく。これら人事上の周旋行為は山県を中心とする人的結合（俗に言うところの派閥）の結集力、結束力を説明する重要な一要素である。さて、主な書翰の内容を紹介しよう。

三三六番書翰（明治三五年五月六日）は、西郷隆盛の子と徳川慶喜の叙爵に関する山県の了承を伝えたものである。山県は兩人の叙爵を「維新前後より之功績に付、叙爵被仰付たる者之歴史上より考究すれば、此兩人に限りさまで異義を唱ふべき程之事も無之歟と察申候」と誰の目から見ても問題はないものと考えた。しかし、周知の通り、兩人は共に一

時期朝敵の汚名をこうむった人物であり、彼等への恩惠的措置が同様の人物に波及することに対する懸念、すなわち「此外之人に派及致し候ては、到底名分難相立事情惹起可致之虞有之可申、此等之点に付而は深重考慮を煩し置度事に候」と、山県らしい慎重な考えもあわせて表明している。

兩人の名誉回復について言及するならば、まず西郷隆盛は周知の通り、大日本帝国憲法発布に伴う恩赦により名譽を回復した。他方、徳川慶喜については明治二年九月二十八日「前略、筆者註、以下同じ」今や北疆始て平き天下粗定る。「徳川」慶喜、「松平」容保以下の如き各宜しく寛宥する所あつて自新にせしめ天下と更張せん」との詔をもって、幕末維新期の朝敵藩主と共に、罪が赦された（『明治天皇紀』第二、二〇〇—二〇一頁、明治二年九月二十八日の条（吉川弘文館、一九六九年））。その後、従四位（明治五年一月六日）に叙せられ、正二位（明治一三年五月一八日）、従一位（明治二一年六月一九日）と陞叙され、明治三一年三月二日維新後初めて天皇に拝謁した。そして、明治三五年六月三日公爵

に叙せられるに至ったのである。同日、西郷隆盛の子寅太郎は侯爵に叙せられた。

実は、この日、山県も、大山巖、西郷従道兩人と共に「積年の勲功」により菊花大綬章を授けられており、三三六番書翰は自身と共に国家の栄典にあずかる前將軍徳川慶喜に対して山県なりにひとこと注文を付けたということになるのかも知れない。

なお、徳川慶喜のさまざまな側面を紹介した書として童門冬二他編『徳川慶喜の幕末・明治』（中央公論社、一九九八年）があり、とりわけ、同書所収の柏木一朗「家扶日記」から見た徳川慶喜」は、明治五年元旦から大正元年大晦日に至る全四三冊に上る慶喜に仕えた家扶の日記という貴重な史料をふまえて慶喜の日常生活を紹介したものと興味深い。

三四四番書翰（明治三十七年八月五日）および三三七番書翰（明治三十七年八月八日）は、いずれも日露戦争さなかの書翰である。その趣旨は「山口將軍」、すなわち旧長州藩出身の陸軍軍人山口素臣の死去（明治三十八年八月七日）に際しての昇爵等に関するものである。山口は、山県とは幕末の奇兵隊以来の関係を有していた。維新後、陸軍軍人として経歴を積み、「日清戦役及び清国事変」において功績を挙げた。それをふまえて、その死に際し、山県の提言通り男爵から子爵に昇爵され、さらに正三位から従二位に陞叙、祭資金三千円のほかに「家計保護の勅旨」をもって一万円が遺族に下賜された（前掲『明治天皇紀』第十、八二二―八二三頁、明治三十七年八月五日の条）。したがって、山県の田中への申し入れは達成されたのである。前記の西郷隆盛と並んで山口への顕彰に

ついても山県は特別な思い入れを抱いていたのであろう。いわゆる山県系（あるいは山県閥）と称される人的結合における軍人の最後を考える場合、こうした山県の水面下の心遣い、周旋は山県に対する信頼、忠誠心醸成の一因であったといえよう。それにつけても、将官クラスの軍人の遺族の家計困難を御下賜金によって保護しなければならないとは、どういうことなのだろうか。

三四三番書翰（明治三十三年四月二〇日）は、旧長州藩出身の官僚周布公平の身上に関するものである。周布は、明治三十一年一月に行政裁判所長官を免官となって以来官途を離れていたが、書翰と同年の六月に神奈川県知事の職にありついた。「周布知事」と記しているが、これは周布を知事職に就かせる工作を同郷の先輩である山県が行っていたことを示唆するものであろう。三五七番書翰（明治四一年四月三日）に記されているように周布は、幕末の長州藩における軍制・財政改革を進めた周布政之助（文久二年に麻田公輔と改名。元治元年禁門の変のち自刃した）の実子であった。周布政之助について山県は「藩主を輔翼し藩政を改革し、長藩を挙て勤王に至らしめたる要路中第一位之人物なれば功績不尠」と最大級の讃辞を呈している。周布公平の叙爵について山県は「父子之功績併用」の上詮議を要請するという不思議な論理を用いているが、これでは周布公平の履歴のみではそもそも叙爵候補者リストにあらぬことを認めたようなものである。しかし、それだけ山県の周布政之助に対する評価が高かったということであろう。山県は政之助の功績に報いるためにも公平の昇爵を望んだのである。

周布は、明治三十九年四月一日、日露戦争における功績により多数の官

僚・軍人が顕彰されたときに、その一人となり、勲一等旭日大綬章を授けられている。その後、三五七番書翰における山県の周旋が効を奏したものと見え、明治四一年五月八日「父政之助及び公平が維新前後の勲功を併せ賞したまふ」(前掲『明治天皇紀』第十二、五六頁、明治四一年五月八日の条)として男爵に叙せられた。周布は、最終的に明治四五年一月枢密顧問官に任ぜられ、官僚としての経歴を終えた。

幕末期に倒幕派志士としての経歴を有し、維新後官僚となることができ、さらに山県を中心とする人的結合の中に入った人々の山県に対する期待、信頼、忠誠心の一端が、こうした周布の経歴に表象されていることは間違いない。

同様に、三四七番書翰(明治三三年三月一〇日)も、宮内省図書頭の人事に関するものである。おそらく、この人事は、清岡公張(任期は明治三一年一月〜同三三年四月。旧土佐藩出身)から勝間田稔(任期は明治三三年四月二六日〜同三九年二月二日。旧長州藩出身)への交替を指したものであろう。

三四八番書翰(明治年不明三月二九日)もまた、津田真道の出身地津山藩の旧主松平家の子爵から伯爵への昇爵に関するものである。津田と山県との関係を考えて、津田はいわゆる山県系の人物ではない。しかし、史上初めての国会(第一回帝国議会)において山県は内閣総理大臣、他方、津田(史党大成会所属)は衆議院副議長であった。二人を結びつける要因の一つとして、その経歴の共有を指摘できるかも知れない。いうまでもなく、山県にとって第一議会は、それまでの藩閥指導者の誰も経験したことがないという意味で、未曾有の名誉と共に未曾有の重圧を

感じながら、解散という最悪の事態を回避し、ようやく閉会という穏やかな結末に持ち込んだ一大事件であった。もし、そのような意味で山県が津田に信頼感を抱き続けたとするならば、ここでの周旋依頼の背景として捉えることができよう。おそらく、この書翰における津田の旧主とは松平康民(明治一七年子爵)であろう。しかし、結果として旧津山藩松平家は敗戦後華族制度がなくなるまで子爵のままであった(衆議院・参議院編刊『議会制度百年史貴族院・参議院議員名鑑』(一九九〇年)五七頁)。したがって、山県の周旋は、この場合、効を奏することなく終わったのである。

三五三番書翰(明治四〇年一月二三日)も、武井守正(旧姫路藩出身)の叙爵に関する周旋依頼を受けた山県が田中に申し入れていることを示したものである。武井は地方官としての経歴を有する山県系内務官僚の一人といえよう。ここでも山県は幕末期の功績を叙爵の条件の一つとしてあげている。そして、武井は、山県の周旋よろしきを得て、明治四〇年九月に男爵に叙せられた(前掲『議会制度百年史貴族院・参議院議員名鑑』一三八頁)。ちなみに、明治四〇年は日露戦争における功績などにより一年間で一四〇名もの叙爵者、昇爵者が出た年であった。山県自身、侯爵から公爵へと昇爵している。

このように、田中の宮内大臣在任期間中(おそらく、その前の宮内次官在任期間中から継続して)の役割の一つは、山県系の人的結合に連なる有力者の陞叙、昇爵に関する山県からの周旋依頼というベクトルを受け止め、周旋することにあった。外部からは窺い知れない山県の宮中への影響力の一端がこうした書翰から可視化、説明されるのである。明治

政治史研究における山県と田中の関係という視点の有効性と言えよう。

さて、次に三五六番書翰（明治四二年一月一三日）には、松下軍治という人物の経済的破綻に関連して、山県が望ましいと考える人間像の一端が表明されており、興味深いので紹介したい。

書翰の主な内容は、明治三三年以来松下の経営する「やまと新聞」の維持案と、同社の負債対策として同人が小田原に所有する別荘の売却益を充当する案を山県が助言・勧告した点にある。やまと新聞は松下の経営の下、山県の経済的支援を受けていると言われていた（『国史大辞典』第一四卷〈吉川弘文館、一九九三年〉一八二頁、「やまとしんぶん」の項〈有山輝雄稿〉）。この書翰は、まさしくそうした世間の噂を裏付けるものとなっている。

この書翰には、「彼〔松下軍治〕は如御承知壮士的なれ共、平素義侠心に富める一事は又彼の特性なれば可哀想なる感覚を生し」という山県の松下評が記されている。つまり、山県は「壮士」に象徴される荒くれた生き方を肯定はしないものの、「義侠心」に富むという生き方に共感する一面を有するということである。恐らく、こうした人間観を一つの基準として、山県は頼ってくる人々を選別し、その願いをある時には聞き入れ、またある時には拒絶したのであろう（ほぼ同文の書翰が同日付で桂太郎宛にも発信されている。千葉功編『桂太郎関係文書』〈東京大学出版会、二〇一〇年〉四二四頁）。

なお、やまと新聞については、明治末年から大正時代にかけて同新聞が山県系からの政治情報のリーク先となって、立憲政友会を率いる原敬と対立関係にあったこと、また、一時期松下が原敬に経済的支援を求め

て歩み寄るという不可解な行動をとったことなどが、佐々木隆『日本の近代一四メディアと権力』（中央公論新社、一九九九年）によって明らかにされている（同書二七一―二七二頁）。

三四〇番書翰（明治四一年一月七日）は、宮中における新年祝賀の行事の一つである歌御会始に山県が和歌を寄せ落選となったことを報じた珍しいものである。この時の御題は「社頭松」であった。

三四一番書翰（明治三二年二月二八日）は、日本銀行の内紛を收拾する人事に関するものである。横浜正金銀行副頭取から日本銀行副総裁に転じた「高橋某」とは、いうまでもなく高橋是清である。このときの日本銀行の内紛については、高橋是清・上塚司編『高橋是清自伝（下）』（中公文庫、一九七六年、一三二―一四一頁）に詳述されている。事の発端は、人事上の意見対立であったが、日本銀行総裁の山本達雄と同理事の河上謹一・鶴原定吉が対立することとなった。高橋はその調停にあたるなかで、この書翰が発せられた頃、山県首相の官邸を訪れ、多忙を極める首相の代理として平田東助法制局長官と相談している。結局、この内紛は両理事の退任と高橋の副総裁就任という結果に終わった。

ちなみに、これより先、山本総裁の前任者である岩崎弥之助の退任に際しては、後任候補として田中光頭の名もあがったことが前掲『高橋是清自伝（下）』（一四〇頁）に記されている。

ともあれ、この書翰によれば、この日銀内紛問題には伊藤博文、伊東巳代治も深く関わっていたことが判明する。しかし、その詳細は不明である。

三五〇番書翰（明治三三年一〇月一三日）は、外務省の浅田徳則総務

長官（次官相当職）から朝鮮問題に関する報告を受けた山県首相が更迭人事を催促したものである。この問題は、山県内閣が決定していた対韓国財政援助策を伊藤博文の反対に遭って、取りやめた事態を指している（前掲『明治天皇紀』第九、九〇四―九〇五頁、明治三十三年一月二日の条）。この問題は、立憲政友会（明治三十三年九月発足）の初代総裁である伊藤がこの当時内閣総理大臣就任を求められていたことと連動している。伊藤は、内閣首班の受諾に際して、山県前内閣の既定路線に拘束されることを嫌ったのである。言い換えれば、伊藤は対韓外交におけるフリーハンド確保を内閣首班受諾の条件としたことである。

そもそも、この政権委譲自体、その背景には、発足間もない立憲政友会に政権を担当させ失敗させようとする山県の深謀遠慮があったと従来言われてきた。したがって、伊藤が山県の策略を見抜いて、少なくとも問題の一つを解消したということになるであろうか。いずれにせよ、長期にわたる長州閥の両巨頭の角逐の一端が示されている。

山県が示唆している更迭人事とは、対韓国財政援助策を進めたと思われる青木周蔵外務大臣や浅田総務長官、さらに林権助駐韓公使らの退任のことであろうか。これまた、実は、外交技術に長けた山県系の人材を次期伊藤内閣に残さないという山県の深謀遠慮に出たものかも知れない。さて、最後に、前回予告した福島県南会津町田島の杉原俊一氏が所蔵する田中光頭自筆書翰について、その概略を紹介する。

同書翰は、杉原家が所蔵する膨大な古文書・古典籍などの史（資）料群の一部である。杉原氏の御祖父夷山（本名は幸次郎。以下、夷山と記す）氏に宛て田中から発せられた合計五九通（封筒のみの四通を含む）。

大正七年一月一九日付（同一二年一月二五日付）の書翰群である。

夷山は、漢学・和歌・水墨画などに通じた教養豊かな人物であり、その関係の著作物を刊行すると共に、大正時代中期から東京市内で書画骨董に関する雑誌を創刊し、その販売をも手がけていた。一方、田中は、幕末の尊王攘夷・倒幕派の殉難志士の遺墨を中心として、書画骨董の収集に熱心であった。したがって、両者が接触するのは自然であった。そして、お互いの見識・熱意を認め合い、信頼関係を築いたようである。

すでに、夷山宛田中書翰の目録作成・翻刻（註記付）作業は、杉原俊一氏によって完了している。長井は、二〇一〇年一月二九日から同一一月一日までの間、同地に滞在し、杉原俊一氏のご厚意を得て、奥会津博物館（館長星洋一氏、文化財研究員渡部康人氏）において同史料ほか若干の史料の閲覧・写真撮影を行うことができた。また、同氏により作成された目録・翻刻原稿（註記付）の写しおよび同氏がこれまで執筆、公表されたエッセイ数編の写しをいただいた。

書翰は、すべて田中による書画骨董の購入に関する夷山への申し入れを主な内容としている。とりわけ、幕末の殉難志士の遺墨を熱心に収集する田中の誠実さ、熱意や眼識、教養が示されているものもあり、これまで本紀要において紹介してきた山県・田中両人のいわば文化人、教養人としての一面を彷彿とさせる。おそらく、夷山宛田中書翰の意義は、幕末維新期の動乱を経験し、その後の時代を官僚政治家として生き抜いた人物群の一人として田中光頭の審美眼的センスの高さ、さらにそれを紐帯とする山県との特別な信頼関係を再確認することにある。言い換えば、いわゆる政治的局面という公的領域における山県と田中の思考・

言動様式に見る結合紐帯というハードウェア的な研究視点に加えて、趣味などの私的領域における結合紐帯というソフトウェア的な研究視点も、明治政治史における人的結合の説明に有効であることを、夷山宛田中書翰は伝えているということである。すでに、これに関しては、内藤一成「もうひとつの山県人脈」(伊藤隆編『山県有朋と近代日本』(吉川弘文館、二〇〇八年))が示唆的な成果をあげている。

いずれ、夷山宛田中書翰の全容を、解説を付して、紹介する予定である。また、同書翰の概要紹介を別稿で発表することとなっている。

今回も史料翻刻に際しての凡例は前回までと同じであること、そして翻刻された史料の正確性については、最終的に目を通した長井が責任を負うものであることを書き添えて置く。

山県有朋書翰(その十一)

〔含雪公手簡卷五十九宮内大臣時代〕
以下、同卷所収の書翰

山333 明治()年1月8日

今朝采雲落掌。披見候処、去四日より北堂風邪発熱、爾来肺炎と変し候由。十分御治療被為速に御快方立到候様所祈候。何分御老体之事故、如何にも御氣遣仕候。日夜高配不堪想察候。先は御見舞草々復。

一月八日大磯

小淘庵主朋

青山老兄
猶、来る十日、小集延引了承。昨朝来風雪、殊に寒威烈しく、別而御愛護祈申候。再白

〔封筒〕表、東京麹町区富士見丁一番町官舎、田中宮内大臣殿、親展
復。裏、緘、大磯小淘庵、山県朋。

山334 明治()年6月24日

只今一書差進候処、孰れに御出敷不相分との事にて岩倉侯書翰預り置との回答。依而老兄官舎にて御待可致に付、鳥渡御帰宅之有無、御電話可被下候。早々不尽

六月廿四日

有朋

青山老兄

〔封筒〕表、東京麹町区一番町官舎、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、京都無隣庵、山県朋。

〔註〕封筒表に「書留」の印あり。

山335 明治(39)年6月25日

拜啓 御入院御治療後之経過頗好良之趣屢電話にて伝承致放懷候。御入院中開申致し候儀は如何布候得共、既に御承知有之候図書介遠逝之趣に付、後任として高嶋張輔御採用被成下度所願候。張輔人物之儀者御熟知之事に付、適當之者に可有之と存候。今朝、新聞紙にて承知致し候故、不取敢御入院中も不顧、意見及陳情候。可然御判断可被下候。

氣候甚た不順御大切療養專祈之至に候。為其さし急申上候。草々頓首
六月二五日朝

田中宮相閣下侍史
來客中乱毫高恕。

有朋

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、内啓急。裏、緘。

山336 明治(35)年5月6日

芳翰落手一読。先以老閣万福敬賀。

扱者今般、徳川慶喜及び大西郷兩人え授爵之儀に付細縷被仰聞了承。

維新前後より之功績に付、叙爵被仰付たる者之歴史上より考究すれば、

此兩人に限りさまで異義を唱ふへき程之事も無之歟と察申候。乍去功

罪之軽重より判断を試むれば、此外之人に派及致し候ては、到底名分

難相立事情惹起可致之虞有之可申、此等之点に付而は深重考慮を煩し

置度事に候。先は概要拝答迄。草々時下御自愛所祈候。不尽

五月六日京都

無隣庵主朋頓首

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中老兄、袖展復。裏、緘。

山337 明治(37)年8月8日

拜啓 山口將軍も遂に不帰之客となり残懷此事に候。就而は先日來非
常之高配を以、友人其他より之情願一々神速に相運ひ、家族者勿論友

人知己に到る迄、満足之至に候。此に寄、老閣え謝意を表し候。維新

前之旧知己者殆と幽界に入り、纔に残存するも御互之境遇を経たる友

人は実に晨星寥寥、甚た心細き感想を惹起致し候。他に少々御内話致

し度儀も有之。孰れ一兩日中參堂可得拜光覚悟に候得共、不取敢御挨

拶申陳置候。草々不宣

八月八日

椿山莊主朋頓首

青山田中老兄侍曹

〔封筒〕表、金杉病院にて、田中宮内大臣殿、親展内啓。裏、緘、

有朋。

山338 明治()年9月28日

御繁忙察申候。

扱者老生も弥來月一日出発可致相含居候付、明日午前例刻參内拜謁可

仕罷在候処、明日は御陪食又は内外人其他拜謁等之儀有之申間布や。

若明日中御さし支も有之候へは、明後日參内可致心得に付可相成は明

日午前御さし支も候へは午後にて可然と存候。老兄之考慮及び御都

合窺ひ試候。草々不尽

九月廿八日

有朋

田中老閣座下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

山339 明治（ ）年12月13日

再読。別段好按も無之、如別書相認孰れとも可然分御撰扱可被下候。

臨時編加之字は昨夜も御話し致候様余り露骨之嫌ひ有之様相感し候より、円満と曖昧之中に意味を配したる儀に候。堂々整々何も世間え憚ること無之との意見に対し、必反対と申訳には無之御了承可被下。為其草々復。

十二月十三日

有朋

田中大臣閣下

〔巻封〕 表、田中宮内大臣殿、親展復。裏、封、有朋。

〔封筒〕 表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

〔含雪公手簡卷六十宮内大臣時代〕

以下、同卷所収の書翰。

山340 明治（41）年1月7日

拜啓 新年は宮中之御規式にて御寸暇無之御多事不堪遠察候。

扱、曾而願ひ置候社頭松三首の中孰も落撰に候へは打捨置可然候。さ

まで惜き歌は無之と存候。万一天氣〔機〕不斜候へは詠進相成候様近

藤主事歎又は大口歎え御命被下度及御依頼候。腰折為念書記しさし出

申候。

古希庵之新年は江山之風致と暖気とは他に一步も譲さる処と自信罷在

御一笑被下度候。岩淵御別業速に御落成所祈候。草々頓首

一月七日小田原

古希庵主朋再行

青山田中老閣侍史

〔内封筒〕 表、宮内省にて、田中老閣、内啓。裏、緘、有朋。

〔封筒〕 表、田中宮内大臣殿、親展急啓。裏、緘、有朋。

山341 明治（32）年2月28日

今朝御来訪多謝。其節御話に及候日本銀行紛擾之始末に付而は、高橋

某（正金銀行役員）を副総裁被仰付、処分可相成儀一決、夫々着手之

筈に有之候。然処今朝伊藤侯爵自老生え伝言之趣にては、断然処置無

之而は不容易情況に立到り可申、且宮内大臣とも篤と御談合、善後策

相立くれんことを企望候との事に候。今又伊東男爵よりも一簡到来、

憂慮不能措との事に付、老兄え此事情為開陳伊東男參趨候間篤と御聞

取所願候。余事在面晤。草々不宣

二月廿八日

有朋

田中老閣座下

〔封筒〕 表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

山342 明治（35）年5月18日

春來引続不順之天候に候処、弥御清勝遙賀之至に候。

扱、老生帰京之時期御尋問了承。明後晚廿日之急行列車にて帰京之含

に候。余事在拜光。草々復

五月十八日京都無隣庵

朋頓首

田中宮相閣下

〔封筒〕表、東京麹町区一番町官舎、田中宮内大臣殿、親展。裏、
緘、京都無隣庵、山県朋。

〔註〕年代推定はスタンプによる。

山343 明治(33)年4月20日

春風駘蕩弥御清適日々御繁多不堪想察候。三五会詠草妄評遷延、則別
冊返却御一笑可被下候。

扱、先日鳥渡御内話有之候周布知事之事は種々熟考致候へ共、老生の
考按にては御決行相成何等不都合無之事と存候。猶、面晤細縷御示談
可致候へ共、時機さし迫候様察候付、重而概略申上置候。老生も明朝
より兩三日古稀庵罷越、廿四日には帰京可致と存候。若御慶事にさし
掛り是等之事御発表に付御評議も候は、何時にても帰京可致御一報相
願度候。又、小生之事に付而は其後彼是御配慮被下彼之門下生及び親
族等は感泣罷在候。孰れ拜光謝意を表し可申候へ共、不取敢此に御一
翰さし上候。余事拜光万讓。草々頓首

四月廿日

椿山莊主朋

青山田中宮相閣下侍曹

〔封筒〕表、麹町区一番町一番地官舎、田中宮内大臣殿、親展。裏、
緘、芽城廬、山県朋。

田中光顯関係文書紹介(十二)

山344 明治(37)年8月5日

暑氣平順に復し、田畑之為に好景況を呈し仕合申候。昨日者学修〔習〕

院長も御発表相成、漸次教育上に付御改正着手之順序も御目的相立候
事と察申候。

扱、先日来不治之患者と決し候山口大将、此程之病勢は甚た手重き情
態に傾き候由。就而は陸相及び首相等より昇爵之事御談合致したる事
と存候。右に付彼之功績に対せられ爵と共に金員下賜相願度事情は家
計上随分困難之趣に付何と歎高慮を煩し度、老生よりも老兄え願出く
れ候様との事に候。若他に相響き公然詮議相成かたくと之事に候得者、
別段に御取計被下度相願候。此一事は先日來依頼を受ながら御面会之
節頓と失念候付、不取敢一簡拜呈貴慮相窺併而陳情に及候。不惡御海
溶可被下候。余事在拜晤。草急如此。

八月五日

有朋

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

山345 明治()年5月29日

御送付之別牘一読返璧仕候。猶、後刻御暇之節得拜光度候。草々復

五月廿九日

有朋

宮相閣下

〔内封筒〕表、青山老台、密啓火中。裏、緘。

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

山346 明治(41)年12月16日

貴翰敬読。

扱者来る十七日経済会開設に付罷出候様被仰聞候処、拙老病氣療養中
当日出席難致候。此段可然御承知相成度候。尤、昨日内蔵頭に面会意
見概要及開陳置候間御聞取可被下候。先は回答迄。草々敬具

十二月十六日大磯

有朋

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展復。裏、緘、大磯、有朋。

〔含雪公手簡卷六十一宮内大臣時代〕

以下、同卷所収の書翰

山347 明治(33)年3月10日

丁抹国親王殿下御滞留中は殊に御繁多察申候。昨日御内話有之候凶書
頭一事に付、猶当人えも及談合候処、何と歟御採用相願度勉勵従事可
致との誠意に付、十分御尽力被成下候様老生自も重而御依頼仕候。先
は其為草々。余事在拝光。頓首

三月十日

有朋

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

山348 明治()年3月29日

昨日御談可致存居候処多忙に取紛れ失念に及候一事は、昨日津田真道
来談、旧藩知事之行掛を以及情願候次第に付、維新当時之功績を以伯
爵を被授度との旨趣に候。即別書功績書さし出候付供御一覽候。尤、
此一条は閣下には已に御承知之事と伝聞に及候。猶、御熟慮相願度。
余事在面晤。草々頓首

三月廿九日

有朋

宮内大臣閣下

〔内封筒〕表、宮内大臣殿、内啓急。裏、緘。

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

山349 明治()年6月24日

今朝要面晤候儀は頗重要緊急之事件に付、御対談中なれとも暫時外室
に於て立談相決可申。時刻切迫無抛申述試候。草々不尽
六月廿四日隣室にて

有朋

青山老兄

〔封筒〕表、田中大臣閣下、内啓。裏、。

山350 明治(33)年10月13日

今朝浅田総務長官より朝鮮問題落着之次第は委曲御承知相成候事と察申候。就而は一日も速に交迭不相成ては、国務上不容易困難を生し如何とも難致情勢に陥り可申と為国家憂慮に不堪候。依而此際直に大命を奉し候様御上奏之上、至急御尽力相成度希望之至に候。若亦病氣にて拜謁難相成との事に候へは、内閣組織等之事者代人を以上奏相成可然様愚考致し候。流行感冒は全快後一周間位は拜謁難相成御内規敷と存候付、手段方法を併而御参考に供し候。高見果して如何申述試候。草々不宣

十月十三日

田中宮相閣下

有朋

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、機密至急。裏、緘、有朋。

山351 明治()年11月7日

今朝者御見舞被下候由取次之者より承候。鳥渡御面晤可致段申聞候処、既に御帰後にて失敬。実は五、六日前より激烈なる腸加答留を相発し治療中甚困難罷在、今夕はベルツ国手へ来診を乞候処為指事も無之趣、乍余事御懸念被下間布候。来周之休暇に蕉庵え御来訪相成候へは鳥渡御立寄可被下候。先は為其略陳。草々不尽

十一月七日夜椿山荘にて

朋頓首

青山老兄座下

〔封筒〕表、東京麹町区壱番町、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、

小石川芽城台、山県朋。

山352 明治()年12月23日

曆軸相頭れ宮中御儀式上其他御繁忙不堪遠察候。政海之陰雲益凝結到底晴天之望は無之事歟と不堪憂慮候。扱、老生も于今滞京候付而は先日被仰聞候渡辺之一事も又時機を失ひては不可然に付、過刻一書相認め首相え申遣し置候。目下紛擾之際如何とは存候へとも、右御含猶御駈引相成候様致し度。為其草々。時下寒氣御自重万禱。不尽

十二月廿三日京都

無隣庵主朋頓首

青山田中老兄

〔封筒〕表、東京麹町区一番町官舎、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、京都、山県朋。

〔含雪公手簡卷六十二宮内大臣時代〕
以下、同卷所収の書翰

山353 明治(40)年1月23日

寒氣凜烈之処爾来弥御清壯欣然。
扱、老生儀此中帰京、両三日滞京候へ共寒威を懼れ医師之勧告に依り、昨夜当草廬に罷越申候。夫故不得面晤残懷之至に候。于時叙爵之詮議

有之哉之由伝聞真偽如何は不存候へとも、若御序も有之節は別紙之者人員に被相加御詮議相願度との事情屢他より依頼有之候付御詮議可被下候。猶、維新前藩論紛擾之際功績も有之哉に伝承。可相成は一層御注意所願候。余事在拜光。草々不宣

一月廿三日大磯

小淘庵主朋頓首

青山老台座下

〔別紙〕

武井守正

〔封筒〕 表、東京麹町区一番町一丁目官舎、田中宮内大臣殿、親展。

裏、緘、相州大磯駅、山県朋。

山354 明治(36)年5月6日

先以老閣万福恭賀。其後旧都之状況相変不申、唯縁陰幽草勝花時之風光に推移候。

扱、御用多中些事を開陳し貴慮を煩すは婆心之一端と笑覧を乞候。于時三井家夫人送籍之事于今不相運趣伝承。如何之事情より如此遷延致し候やと不堪怪訝候。離縁之事に付而は、昨年来数月に涉り談論を尽したる末、当春中山より貴我兩人に向ひ斯迄尽力致さるゝとも調和之目的不相立、此上は手段無之老母には且下事情を談合不致離縁可致との回答了承候。夫より老閣には表面上之手順相立られたる事に付、勿論送籍者疾相運ひ候儀と存候処、豈図未送籍無之との事伝承驚入候。御互に和合回復に付全力を尽したる事は、中山に於ても篤と承知せし

事故、此間障碍を惹起する等之事は万無之、老生は猶半信半疑之間に置申候。若果して事実に候へは一日片時も速に送籍取計候様中山え御忠告相成度所願候。又三井家え対しては甚氣之毒千万而已ならず、老生に於ても面目無之候。右等之事情御酌量猶煩一考。草々時下御自重専祈不堪。不宣

五月六日京都草川

無隣庵主朋

青山田中老閣座下

〔封筒〕 表、東京麹町区壱番町一番地官舎、田中宮内大臣殿、親展。

裏、緘、京都南禅寺畔、山県朋。

山355 明治(36)年5月15日

新樹啼鵲之時節御清福万賀。

扱、先日中山離縁之一事に付一書相認めさし出し御落手被下候事と察申候。実は益田孝より老兄宛之書簡差遣しくれ候は、其書簡を直に老兄より当人にさし示可申云々と申来候に付、直に相認め突然さし出し候儀は勿論、益田より事情篤と御内話を尽し候事と遙察致し、他には何事も不致開陳候処、一兩日前益田より催促有之候故一応之形行申進候。

爾後政海も無事之由。昨日開会。多少之議論は可有之も、さしたる紛議惹起之情勢にも無之やに遠察いたし候。老生も月末迄には帰東可致。

先は為其。草々時下御自重所祈候。不宣

五月十五日京都

青山老兄

無隣庵主頓首

以下、同卷所収の書翰

〔封筒〕表、東京麴町区壹番町一番地官舎、田中宮内大臣殿、親展。
裏、緘、京都南禅寺前、山泉明。

山357 明治(41)年4月3日

山356 明治(42)年(1)月(13)日
序なから一書差出申候。既に御耳に入りたる歟は不存候得共、昨夕松下軍治罷越今回製糖会社株俄然下落之結果、頗る困難に陥り後藤男え相談に及び種々配慮に預りたるも、此際維持之見込難立候付新聞売却之外無之と申候付、夫よりは寧ろ小田原別荘を売却し新聞維持策を講し可申と申聞候処、別荘を売却する事はどふも思ひ切難くと申候に付、

山357 明治(41)年4月3日
拜啓 聖上御不例に付昨日宮中え伺候致し退朝掛貴省え罷出可得拜晤存候処、既に御退舎後にて不堪残懷之至に候。余事とも無之、昨年略御内話致し候周布知事叙爵之事に付、西園寺首相より老兄に示談相成候処、多少御意見有之哉にていかにも困却致し候趣にて、猶老生よりも事情篤と陳弁し他に類例も無之故、此際御決行相成候様尽力相成度との伝言に付、鄙見左に供清覽候。

然らば外に手段は無之、兎に角桂侯なり、大浦男なり面晤縷々事情打明し維持策相試可申と申聞置候。勿論老兄え不申出のみならず、其他えも老生に援助を頼たる事は無之候へ共、今朝に到り多少氣の毒に感じ、先刻桂侯え事情申遣したれ共、是亦救助策は困難之事と察申候。彼は如御承知壯士的なれ共、平素義侠心に富める一事は又彼の特性なれば可哀想なる感覺を生し、余計の事とは存候へ共御熟考煩し度老生婆心及陳情候。御一読可被下候。草々。

麻田公輔之事は老兄にも概略御承知の如く、藩主を輔翼し藩政を改革し、長藩を挙て勤王に至らしめたる要路中第一位之人物なれば功績不尠。又、実子公平は勅任以来二十年、其間憲法実施之際内閣書記官長相勤め、爾来地方官其他に転勤、今猶地方官在勤中なれば父子之功績併用叙爵之御詮議を被遂可然歟と愚考候。
老生一昨夕帰京、昨日は早朝より外出、夜に入帰宅。今朝は大磯に罷越候付、遂に不得拜晤候処、右之事件は差急候との事に付不得止概略以書中申進候。明後々六日には帰京可致に付、細縷讓面晤。草々不一
四月三日夜板橋
古稀庵朋頓首

〔封筒〕表、東京市麴町区一番町官邸、田中宮内大臣殿、必親展。
裏、緘、相州小田原古稀庵、山泉明。

青山田中宮相閣下侍曹
猶、大磯より只今古稀庵に入候。草々

〔含雪公手簡卷六十三宮内大臣時代〕

〔内封筒〕表、青山老台、内啓。裏、緘、有朋。
〔封筒〕表、東京麴町区一番町一番地官舎、田中宮内大臣殿、親展。

裏、緘、相州小田原板橋、古稀庵朋。

有朋

田中宮相閣下

猶、恩地更迭之時機を緩められ候得は、今日徳大寺内大臣之進退伺ひ書は、暫時貴官手元に御留め置相成候儀は無論之事に候。再白又云、若又内大臣進退伺書御内奏可相成との事に候へは老生よりも上奏不致ては不必然に付、是亦御含置御一報可被下。勿論老生も進止を取り可申決意に候。

〔封筒〕表、田中宮相閣下、密啓。裏、緘、有朋。

〔註〕一月十八日付山県有朋宛徳大寺実則書翰は、同日付山県宛田中書翰の同封書翰と推定される。卷子本に貼付されている順に記載した。

山358 明治(33)年1月18日

謹啓 陳者去十五日御話の一件勘考御答可申上旨申上置候に付、猶熟考仕候処、小官進退伺書は閣下御談已前に宮内次官迄差出置候儀に付、此上は宮内大臣之処分を相俟居候儀、閣下に対し御気毒に存候得共、何卒宮中府中の区域権限を明瞭^トに致す方将来の為双方の都合宜敷と相候間心情御諒察願度参堂心事可申上候処、御繁務中御妨と差間以書状拝啓仕候。勿々敬具

一月十八日

徳大寺実則

山県侯閣下

御忌中御鬱哀之程御察申候。

扱、先日略御内話致し置候恩地秘書官之一事に付、別紙之通徳大寺内大臣より申越相成候処、万一恩地之儀に付議會より質問提出致候場合有之候とも、政府は之に對し恩地は東本願寺法主と旧交之間柄なるを以、老生より同人に依頼し、法主に向ひ宗教法按之旨趣を説明すとの勞を取しめたるは事実也と答弁するに於て何等差支無之儀と思考致し候。依而此度之出来事に付て宗教法按通過迄は、恩地交迭は時機を緩め置可被下候。若又是非昨今決行可致との事に候得者、一応老生え御内報相願度。猶、御談合可相試覚悟に候。為其。勿々頓首

一月十八日

山359 明治(36)年12月19日

大演習供奉中於長府一別以来倍御清勝御奉職欣然。

扱、此中被仰聞候内蔵頭一事は此頃帰京可致心算に付於東京首相と面談可致と存候処、兩三日前より風氣に被犯医師より出発さし留られ候付、書翰にて可申遣哉と考慮中、政界之陰雲俄然一変し無拋さし控居申候。老生も廿四、五日比迄には是非帰京可致覚悟に付、其節篤と尽面晤可試候。

京都御所水道設置之儀、于今御決裁無之趣。常識を以難窺測如何にも不堪不審候。就而も彼是高配不尠御察申候。

此節は暹羅皇太子殿下御来游に付而は如例御多忙不堪遠察候。先は拝答旁草々。余事在拝青。不尽

十二月十九日朝京都

無隣庵主朋頓首

青山田中老台梧下

猶、令夫人えよろしく御伝声可被下候。再白

〔内封筒〕表、田中將軍幕下、内展。裏、緘。

〔封筒〕表、東京麹町区一番丁官舎、田中宮内大臣殿、親展。裏、

緘、京都無隣庵、山県朋。

山361 明治（ ）年5月31日

内外之情勢に付、日夜高配不勘不堪恐察候。

扱、昨朝来之事情未委曲承知不致、且他にも御談示致度存候処、今午

後は例之総務委員面会之約有之多少時刻を移し可申察候。就而は今晚

若御さし支無之候は、鳥渡官舎歟又は芽城にても御都合可然場所に於

て面晤を得度貴意如何を拝承致し試候。余事在面晤。草々頓首

五月三十一日

有朋

田中青山老閣座下

〔内封筒〕表、青山老兄、内展。裏、緘。

〔封筒〕表、宮内省にて、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

山360 明治（ ）年2月7日

拝啓 弥御清適昨日御帰朝直に御復命有之候趣為邦家不堪敬賀候。

扱、御帰途獲物早速御恵贈被下深謝之至に候。老生も両三日中には帰

京可致と存候付其節得拜光韓国之事情敬承可致と楽居申候。都下余寒

激烈而已ならず、猶于今感冒頻に流行致し候付御自愛專一に所祈候。

草々頓首

二月七日大磯

小洵庵主朋

青山田中宮相閣下

〔封筒〕表、東京麹町区一番丁一番地官舎、田中宮内大臣殿、親展。

裏、緘、相州大磯駅、山県朋。

山362 明治（ ）年7月15日

昨日は電話にて院長之事了承。其後桂え別用も有之旁に付老閣より院

長之事談合有之候付此際適當之人物撰択之儀は到底難被行に付教育専

門之外には別人無之と存し賛同致し着手之事に内決致し候と桂伯え申

遣し候処、勿論人物には異存無之候へ共、春畝帰京之上ならては決行

致し難き事との氣付有之候付、菊池に面会之儀如何可致哉。猶、総理

え御内談は委曲事情を尽し居候や。簡單なる「電話之」の三文字が

見せ消ちになっている」回答故、御對話之深淺不相分に付、一応貴慮

相窺ひ候て着手可致と存し申陳試候。草々不一


七月十五日

有朋

宮相田中閣下

〔封筒〕 表、田中宮内大臣殿、袖展。裏、緘、有朋。

山 363 明治（ ）年（ ）月（ ）日

〔内封筒〕 表、田中宮内大臣殿、山田賞典伝記在。裏、、有朋。

〔封筒〕 表、東京麹町区富士見町二丁目官舎、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、京都無隣庵、山県朋。

〔註〕 封筒のみ。